

別表第 1 (第 2 条関係)

減免対象団体区分	対象団体等
①社会教育関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・天草市 P T A 連絡協議会 ・天草市青少年育成市民会議 ・天草市地域婦人会連絡協議会 ・天草市人権教育推進協議会 ・天草市子ども会育成連絡協議会 ・牛深海洋少年団 ・天草市青年団 ・公民館の自主学級の基準に該当されると判断される団体。 (平成 24 年度中に公民館に登録された団体を含む。) ・天草市が構成団体となっている社会教育関係団体
②社会体育・文化関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・天草市体育協会 ・天草市芸術文化協会
③保健・福祉関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・天草市立保育所 ・天草市保護司会 ・天草市社会福祉協議会 ・天草地域ボランティア連絡協議会 ・天草市民生委員児童委員協議会 ・天草市食生活改善推進員協議会 ・天草市老人クラブ連合会 ・天草市身体障害者福祉協議会 ・天草市視力障害者福祉協会 ・天草市聴覚障害者福祉協会 ・天草郡市精神障害者家族会 ・天草遺族連合会 ・天草市母子寡婦福祉連合会
④地域自治関係及び地域団体	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり協議会 ・地区振興会 ・区長会 ・天草地区交通安全協会 ・牛深地区交通安全協会 ・天草地区防犯協会 ・牛深地区防犯協会 ・天草市消防団
⑤学校教育関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ・天草市立幼稚園、小学校及び中学校
⑥その他市長が認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・その他市長が特別の事由があると認める場合

※上記の各団体を構成する団体を含む

※上記の各団体からの減免申請については、各年度の団体登録又は使用申請時に減免申請書を提出すれば、年間の減免申請を省略できるものとする